

市区町村
わずか3%

阪神大震災の発生から17日で13年。被災を契機に成立した耐震改修促進法に基づく耐震改修促進計画の策定が市区町村でほとんど進んでいないこ

0自治体あるものの、38%の701自治体は策定について「未定」としている。

一方、耐震診断・改修に対する補助制度の整備も、市区町村レベルでは遅れが生じている。国交省の調査（07年4月1日現在）によると、耐震診断に対する補助制度は戸建てが全体の54・9％に

当たる100.5自治体、マンシヨンが10.4%の190自治体、非住宅建築物は7.3%の133自治体となっている。耐震改修に対する補助制度の整備率は診断よりも低く、戸建てが29.2%の53.5自治体、マンシヨンは4.1%の75自治体、非住宅は1.6%の30自治体にとどまる。市区町村の補助制度の整備率が低い背景には、自らの負担分を回避しようとする自治体の財政事

情が浮かび上がる。国交省は08年度予算案で住宅の耐震改修などに対する助成を拡充し、170億円（国費ベース）を計上しているものの、助成金の有効活用に向けては自治体による制度の整備が不可欠だ。

同省は、「市町村レベルでの補助制度の整備率はまだまだ低い」（住宅局建築指導課）とし、「一局の制度整備を求めている考えだ」。

月1日現在）によると、1827ある市区町村のうち、計画を策定しているのはわずか3%に当たる56自治体にとどまる。法令上、市区町村による計画の策定は努力義務となっているが、同省は耐震診断や補強工事に対する補助制度を円滑に活用するため、市区町村に早期の計画策定を働きかけている。

06年10月26日に施行した改正耐震改修促進法では、国の基本方針に基づいた建築物、住宅の計画的な耐震化を進めるため、都道府県による耐震改修促進計画の策定が義務付けられた。国交省によると、すべての都道府県は07年7月までに計画

計画策定済みの市区町村は、静岡県が15自治体で、岐阜県が15自治体、東京都が4自治体となっている。都道府県内で2つ以上の市区町村が計画を策定しているのは、静岡、岐阜、東京、神奈川、福岡の5都県にとどまっている。

を策定したが、策定が努力義務となっている市区町村の動きは鈍い。

今後計画を策定する予定がある市区町村は、全体の59%に当たる107